

# 第144回東京都自然環境保全審議会

## 速 記 録

2019年12月17日（火）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室27

(午前10時00分開会)

○成澤計画課長 大変お待たせをいたしました。

定刻となりましたので、ただいまから第144回「東京都自然環境保全審議会」を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様方におかれましてはお忙しい中、御出席を賜りましてまことにありがとうございます。

私は、当審議会の事務局を務めます、自然環境部計画課長の成澤でございます。よろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、新たに本審議会の委員に御就任いただいた方を、事務局よりまず御紹介をさせていただきたいと思っております。お手元の座席表の裏面を御参照ください。

【第24期東京都自然環境保全審議会委員名簿】に星印で記載をしております。順次事務局から、御紹介をさせていただきます。

佐野いくお委員でございます。

里吉ゆみ委員でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

次に、会議の定足数について御報告いたします。

本日現在、審議会委員及び臨時委員の総数が38名でございます。ただいまの出席者数は30名でございます。過半数の委員の御出席をいただいておりますので、審議会規則第5条第1項に基づき会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

次に、本日の議事でございますが、お手元の会議次第をごらんください。

「2 議事」に書かれていますとおり、「生物多様性地域戦略の改定について」を本審議会に諮問いたします。

事務局から事案の概要について御説明させていただき、その後、委員の皆様から御意見をいただきたいと存じます。

また、温泉部会関係の議案3件を御審議いただくこととなっております。

なお、御審議に当たりまして、発言をされる場合は挙手をしていただき、会長から指名がございましたら机上のマイクのスイッチを押していただき、赤いランプが点灯しておりますことを確認していただきから御発言いただきますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、資料の確認に移らせていただきます。

資料は事前に委員の方々に送付させていただいておりますが、改めて全ての資料を机上に

配付させていただいております。

また、机上には諮問文の写しと付託文、次第、座席表の裏面に名簿が記載されております。これらを配付しております。

まず、諮問第456号の資料といたしまして、資料1-1「諮問の趣旨」、資料1-2「生物多様性地域戦略の改定について」。

諮問第451号の資料といたしまして、資料2-1「渋谷区笹塚二丁目の温泉動力の装置について」。

諮問第452号の資料といたしまして、資料2-2「渋谷区笹塚一丁目の温泉掘削について」。

諮問第454号の資料といたしまして、資料2-3「杉並区和泉の温泉動力の装置について」。

諮問第451号、452号、454号に係る資料といたしまして、資料2-4「許可基準の適合状況及び温泉部会における審議内容と主な意見について」でございます。

また、451号から454号に係る参考資料といたしまして、参考資料1-1「温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用について」、参考資料1-2「温泉動力の装置の許可に係る審査基準」、参考資料1-3「温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについて」でございます。

以上の資料がございますでしょうか。不足があるようでしたら挙手をお願いいたします。

それでは、以降の進行につきましては、田中会長、よろしくお願いいたします。

○田中会長 わかりました。

皆様、おはようございます。

本日は、傍聴を希望される方がいらっしゃいます。審議会運営要綱第6により、この会議は公開となっておりますので、傍聴を認めたいと思います。

では、傍聴者の方を入场させていただきます。

(傍聴者入室)

○田中会長 それでは、これより議事に入ります。

知事から、当審議会に対しまして、生物多様性地域戦略の改定について諮問がございますので、吉村局長様からお受けしたいと思っております。

○成澤計画課長 それでは、諮問文を読み上げさせていただきます。

31環自計第735号、東京都自然環境保全審議会

下記の事項について、東京における自然の保護と回復に関する条例（平成12年東京都条例第216号）第12条第2項第1号に基づき、諮問第456号「生物多様性地域戦略の改定について」

諮問する。

令和元年12月17日 東京都知事 小池百合子

(吉村環境局長から田中会長へ諮問文手交)

○田中会長 ありがとうございました。

それでは、吉村局長様より、御挨拶をいただきます。

○吉村環境局長 おはようございます。環境局長の吉村でございます。

本日は大変お忙しい中、お集まりいただきましてまことにありがとうございます。

東京都では、平成24年5月に生物多様性地域戦略の性格をあわせ持ちます「緑施策の新展開」を策定し、それまでの緑の量を確保する取り組みに加え、生物多様性への配慮など緑の質を高める取り組みも進めてまいりました。

しかし、東京の自然は宅地化などにより長期的な減少傾向が続いておりまして、生き物の生息・生育環境は一層悪化しております。また、自然を保全する担い手も減少傾向にあるなど、生物多様性に関しては依然として多くの課題を抱えている状況でございます。

一方で、国際的には2020年に「生物多様性条約第15回締約国会議」が中国の昆明で開催され、国際目標でございます愛知目標が改定される予定でございます。こうした国際的な動きも見据えながら、都の地域戦略についても見直しをしていきたいと考えてございます。

委員の皆様におかれましては、東京における生物多様性の保全と持続可能な利用に関する将来像や目標とその達成のための取り組みの方向性など、幅広く御議論いただき、都への御意見、御提言をいただければと考えてございます。

本審議会での御議論を踏まえまして、2021年度末を目途に、東京都の総合的な生物多様性地域戦略として取りまとめていきたいと考えてございます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○田中会長 ありがとうございました。

ただいまの諮問につきまして、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○川道緑施策推進担当課長 環境局自然環境部緑施策推進担当課長の川道でございます。皆様、よろしくお願ひいたします。

失礼しまして、説明は着席にてさせていただきます。

資料につきましては、お手元に資料1-1「諮問の趣旨」、資料1-2「生物多様性地域戦略の改定について」という2枚がございます。こちらを順を追って御説明させていただきます。

まず、【諮問の趣旨】でございます。

東京の生物多様性の保全と持続可能な利用を進めていくため、都の生物多様性地域戦略であります「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」という現行の戦略を改定するに当たりまして、御意見をいただきたいというものでございます。

【背景】でございますが、東京の生物多様性は次のような課題を抱えていると想定されてございます。課題の整理と解決に向けた取り組みの方向性の検討が必要と考えています。

まず1番としまして、「自然環境の劣化」。例えば、宅地化などによる農地などの緑の減少。それから生き物の生息・生育環境の悪化など。

2番といたしまして、「人と自然の関係の希薄化」。保全の担い手の減少であるとか、知識・技術の消失。または、若者の自然との触れ合いや関心の低下などが挙げられます。

3番目といたしまして、「自然の価値・魅力の認識不足」ということで、例えば自然とその恩恵に対する認識が不足しているということ。それから、自然への関心が低く、自然に配慮した行動が不十分であるなどの課題があるかと思えます。

【検討いただきたい事項】につきましては、具体的には次の事項について御検討いただきたい。

1つ目は「東京の生物多様性の現状と課題」、2点目は「東京の生物多様性の将来像と将来目標」、3点目は「将来像と将来目標の実現に向けた取組の方向性」、以上について諮問したいということでございます。

それから、資料1-2に行きまして、生物多様性の地域戦略の改定につきまして、まず生物多様性の地域戦略の概要、スケジュール、それから都の計画との関連性などについて順を追って御説明させていただきたいと思えます。

「生物多様性地位戦略改定の概要」でございます。

生物多様性地域戦略は、生物多様性基本法に基づく、いわゆる都道府県計画でございます。生物の多様性の保全、持続可能な利用に関する基本的な計画でございます。

現行の都の生物多様性地域戦略につきましては、先ほど挨拶でも申し上げましたとおり、2020年、来年をもって計画期間を終えるということで、改定作業に着手するものでございます。

3点目、2020年に見直しされる国際目標というものを踏まえまして、国家戦略につきまして改定が見込まれていると聞いてございます。そこで、国家戦略の改定に合わせまして、都の戦略を改定し公表するというところでございます。

「改定スケジュール」でございますが、本日12月17日をもちまして自然観環境保全審議会へ諮問させていただきました。来年の2020年秋ごろを目途に、中間のまとめを発表します。それで、パブリックコメントをとれればと思っております。それから、2021年度に答申を頂戴しまして、それを受けて東京都生物多様性地域戦略の改定をしていくことを考えているところでございます。

次に、「東京都の他の計画との関係」でございます。法律では、都道府県の戦略についての明確な規定というのはないのですけれども、下の参考のほうに生物多様性基本法第12条におきまして、国家戦略については規定がございますので、それを準用するという形で定めているところでございます。「都の各計画は『生物の多様性の保全及び持続可能な利用』に関し、本戦略を基本とする」としてございます。

「想定される課題と取組の方向性」につきましては、まず【想定される課題】といたしまして、1点目「自然環境の劣化」、2点目「人と自然の関係の希薄化」、3点目「自然の価値・魅力の認識不足」というそれぞれの課題に対しまして、【想定される取組の方向性】といたしまして、1点目「東京の豊かな自然の保全・回復の取組を強化」、2点目「自然の持続的な利用を促進し、人と自然の関わりを強化」、3点目「自然の価値の理解や配慮行動を促進」ということで想定してございます。

説明につきましては、以上でございます。

○田中会長 ありがとうございます。

ただいま、川道緑施策担当課長から諮問の趣旨、資料に基づきます生物多様性地域戦略の改定について、概要、スケジュール、取り組みの方向性というような内容につきまして御説明いただきました。

ただいまの御説明に関しまして御意見、御質問等がございましたらよろしく願います。

御発言のある方は挙手をお願いいたします。

保坂委員、どうぞ。

○保坂委員 私のほうから3点ばかり発言をしたいと思います。

1点目は、論点にも挙げられていますけれども、都市農地です。これは基本法ができたり、振興計画ができてきたりして、都市農地保全という動きは大分強まってきているのですが、依然として世田谷区でも相続等でどんどん減少している状況です。やはり、生物多様性という観点からも緑の保全の中で、農地保全は大事だという観点を入れていただきたいというのが1

つ。

2点目は、簡単なことなのですが、生物多様性の世田谷区の戦略を2年前に、全区的な調査をして2年ぐらいかけてつくっております。そういったものを参考にして、ぜひ生かせるところは生かしていただきたいというのが2つ目。

3点目は、今回、多摩川の内水氾濫等で、区部にも世田谷区も含めて水害の被害がありました。これについて、世田谷区では50ミリ管などのハードインフラの処理量をはるかに超える水位が、最近豪雨という形でしばしば降っているので、いわゆるハードインフラを整備することと同時に、アスファルトをはがして親水性の舗装にした駐車場であるとか、道路あるいは歩道、街路樹、そういったことをグリーンインフラという考え方で、ハードインフラとともに都市部で大事な資源だという位置づけで進めようとしています。このグリーンインフラについては、世界各国でも非常に進んでおりまして、まさに緑が拡大していくわけです。そういうことによって、生物の息づく空間も広がる。

同時に、建物の環境性能なのですが、これまでいわゆるエネルギーをどれだけ節約するかという観点で環境性能を評価されてきたと思いますけれども、これからは雨水をため込んで屋上の庭園だとかビオトープだとか、建物全体が雨水をじかに下水にただ通過して流していく行動ではなくて、いわゆるグリーンインフラ的な要素を建物の中にも入れ込んでいく。そのことによって、そこにいろいろな昆虫だとか生物が息づくといった方向で、この観点は災害対策と緑の減少と生物多様性の確保というようなことをあわせ持った政策になると思いますので、ぜひ議論を進めていただきたいと思います。

この3点でございます。

○田中会長 大変、貴重な御意見ありがとうございました。

事務局のほうから、何かお答えはございますでしょうか。

○川道緑施策推進担当課長 ありがとうございます。

おっしゃられているとおり、非常に重要な視点だと思ってございますので、この後、計画部会等の中でいろいろな議論が進んでいくかと思っておりますので、その中でしっかりと議論をしてまいりたいと思います。

○田中会長 ありがとうございます。

ほかにはございませんでしょうか。

古城委員、どうぞ。

○古城委員 2点、確認をさせていただければと思います。

まず、前提としまして、今回諮問がされております生物多様性地域戦略の改定の期間は、恐らく今までの経緯を踏まえたと2030年ということ踏まえておられるのだと思いますが、それを前提として2つお尋ねをしたいと思います。

1つは、東京都の新たな長期計画である長期戦略、また年末目途に公表される長期戦略ビジョンとの関係。

もう一点は、SDGs、国連の掲げる持続可能な開発目標の中の目標15にも生物多様性はうたわれておりますけれども、いずれにしてもどちらも2030年を目指すというところになります。

この2つの関係について、どのように捉えておられるのか、この2点を確認させていただければと思います。

○田中会長 事務局、お答えをお願いいたします。

○川道緑施策推進担当課長 ありがとうございます。

まず、長期戦略との関係性につきましては、現在の作業を進めております長期戦略の中でも、生物多様性の質の話ですとか、あるいは先ほどのグリーンインフラ的な話もそうなのですけれども、自然が持つ防災・減災の機能などについても記載があると認識してございますので、長期戦略と整合を図りながら、多分、長期戦略の後ろから地域戦略が追いかけていくことになると思いますけれども、しっかりと整合を図ってまいりたいと考えてございます。

SDGsとの関係性につきましては、先ほどの2030年ぐらいの目標になろうかと思うということだったのですけれども、国際目標が来年、ポスト愛知目標が定まるのですけれども、SDGsの2030年というのを見据えた上で、その整合を図ると伺っておりますので、恐らく国際目標も短期的な2030年を目標にするということになろうかと思えます。都の戦略あるいは国家戦略につきましても、2030年までの目標というのが一つの目安になると思えますし、あるいは当然、それを目標にするという以上、SDGsとの整合性を図っていくということになろうかと思えます。

○田中会長 古城委員、よろしいですか。

○古城委員 ありがとうございます。

○田中会長 ありがとうございます。

佐野委員、どうぞ。

○佐野委員 私からは3点ほど意見を述べさせていただきたいと思えます。新任でまだなれていないので、多くの専門家の方、委員さんがおられる中で、ちょっと的外れな話かもしれませんが。

まず1点目は、前回の平成24年5月できた「緑施策の新展開」をざっと見せていただきましたけれども、やはり緑という言葉でどうも抽象化してしまっているような気がして、むしろ生物多様性保全の基本戦略ですので、これをタイトルに打ち出さないと、ホームページを見てもなかなかこれが出てこないということで、その中で東京都がやっている緑施策が新たな展開を迎えているという意味で、サブタイトルはいいのかなという気がちょっといたしました。

やはりこの生物多様性ということが、緑ということでただ緑をふやせばいいという問題ではないということなのですね。東京は、この戦略の中では7つのエリアに区分しておりますけれども、これは妥当だなと思います。いわゆる、小笠原から奥多摩まで、非常にダイバーシティがある東京都でございますので、この区分けなのですけれども、これもイメージ的にはいいのですけれども、やはりもう少し科学的に生物の自然度レベルからどのような違いがあるのか。

例えば、国分寺市にクモの専門家がいますけれども、クモは都心部と多摩部で徐々にいろいろな種類ができていて、そこである意味で例えば自然度がわかる指標になるのですね。そういう意味で、自然からの変化、私は今回の諮問の中の生物多様性の現状と課題というところもポイントにお話をさせていただきたいのです。

それと同時に、このような都市化の中で、都市という指標で、もちろん人口密度だとか、土地利用の問題、建物だとか、あるいは人工化されている部分、そういうような逆の指標で、ある意味では7つのエリア区分が当たっているかもしれませんが、もう少し科学的にこういうデータを蓄積していく必要があるのではないかと。

この展開の中にオーストラリアの手法が載っているのですけれども、やはりある意味では東京手法みたいな形で、これは研究者が行うことかもしれませんが、東京都はレッドデータブックを2013年につくっているのですが、あれは非常によくできている、素晴らしいものだと思うのですね。その中でも、本土部を4つに区分をしていて、多摩も3つに分けているのですけれども。そういうような区分ともうまく合わせながら、そういう形で東京のダイバーシティの自然の多様性のもう少し科学的にエリア区分をしていく必要があるのではないかと私は思いました。

最後に、緑の質なのですけれども、現状悪化していると言っていますけれども、50年前と比較して、私は小平市に住んでいるのですけれども、小学校のころは自然がまだ豊かでした。ただ、この10年ぐらいはほとんど変わっていないような気がしてならないのです。

ね。緑をふやすふやすと言っていますけれども、逆に学校の木が大きくなっちゃって伐採していたり、街路樹も大きくなり過ぎて、あるいは枯れて、緑を少し更新していかなければいけないような状況があらわれていて、新たに緑をつくっていくというところが、5年間のデータがあって0.何%減っているということですが、この近年は人口も減っていますし、なかなかその辺が言えないのではないかと。

緑の質については、例えば甲府盆地に行きますと、ほとんど昆虫がいなくて野鳥もいないのですね。新潟の田園地帯を見ると、あぜ道にみんな除草剤をまいていて、多分農薬も散布しているから、小平市の場合ですけれども、東京のほうがよっぽど自然が多いような気がしてなりません。

50年前は、例えば昆虫でいいますとチョウが、八百屋さんの前のキャベツにいっぱい来て、それをとった。モンシロチョウがたくさんいたのですけれども、一時、全部モンシロチョウがいなくなっちゃいました。それはもうキャベツ畑で農薬を散布しますからね。今いるのは、ツマグロヒョウモンチョウとか、どういうわけかアカボシゴマダラとか、いろいろなチョウがたくさん見えるのですね。

そういう変化をきちんとデータ化していくということが、その次の将来に東京はどういうふうに変っていくのかと。でも、アカボシゴマダラがふえれば在来種のゴマダラチョウとかオオムラサキが食層が合っていますのでいなくなるとか、そういうことがあります。

セミもで、クマゼミがどんどん鳴くようになってきました。これは温暖化の影響かもしれませんが、南方からクスノキとかを運んできますので、そういう影響もあると言われてます。子供のころは、伊東まで行かないとクマゼミはいなかったという時代です。

長くなって恐縮なのですけれども、これは議会でも申し上げましたが、バッタとかそういうのも、草原がなくなってきたのでどんどん減っています。かわりに、街路樹で生きる中国からきたアオマツムシが物すごい勢いでうるさく鳴くのですね。あれをマツムシと誤ってしまると、昔の童謡のチンチロリンとかリーリーという文化も少し変わっていくというような危機感を私は持っています。

それから、魚類で言えば、皆さん御存じのとおり、ブルーギルだ何だのと、多摩川もタマゾンだなどと言われて、ピラニアがいたり、アリゲーターガーがいたり、そういうような変化とともに、多摩川は下水道が完備しましたので、40年前に下水化してしまったようなところから、アユが過去最大遡上しているようなきれいな川になってきています。うちの近くにある野火止用水というのも当時多摩川の水が流れていて、トンボ類でいうとオニヤンマとか

ムカシトンボとかたくさんいたのですね。それが一時どぶ川になりまして、今は下水処理をして高度処理水が流れていますので、鯉とか生き物はいるのですけれども、やはりトンボは復活していないというような状況がございます。

鳥で言えば、ワカケホンセイインコがギャーギャー飛び回っていたり、ウグイスと同じようなあれでガビチョウとかソウシチョウがきれいな声で高尾山では鳴いていて、そういうような鳥の状況もございます。また、外来種だと亀もいっぱい、カミツキガメとかアメリカミシシippアカミミガメとかがはびこってしまっていて、在来種がいなくなっていく。

同時に、哺乳類についてもいろいろな状況があります。爬虫類も、小笠原で今、グリアノールを退治するのに数億円かけて擁壁をつくっていくようなことになっていっています。

いい機会ですので、そういう現状を5年ごとぐらいにしっかり調査をして、それに基づいて、50年後はどうなっていくのか、東京という都市がどういうふうな自然の変化を抱えていて、あるいは50年前はどういう状況だったのかをしっかりと把握していく必要がある。

そのためには、今AIでさまざまなデータがございます。そういうものの蓄積がありますので、それをしっかりと。例えばいろいろところで環境アセスメントをやります。あの報告書を見ると、必ず自然の状況がつぶさに調査をされています。そういうものとか、各市町村、世田谷からの話もありましたけれども、そういうところの調査とか、市民団体の調査とか、そういうものをしっかりと把握していく。本来ならばデータの蓄積というのが生物多様性の戦略には必要なのではないかなと、長くなって恐縮であります、そんな意見が出ますので、一つ検討をお願いできればと思います。

ありがとうございました。

○田中会長 どうもありがとうございました。

ただいま、何点かにつきまして御意見、要望等がございましたけれども、事務局でお答えをお願いいたします。

○川道緑施策推進担当課長 ありがとうございます。

まず、生物多様性地域戦略の名称のお話があったかと思えますけれども、まだ名称については決めているわけではございませんが、やはり他の地域戦略などを見ましても、地域戦略とうたっている例が多いというふうに確認をしてございますので、今のところは「東京都の生物多様性地域戦略」という名称を軸に、（仮称）ということで必要な検討を進めていきたいと考えてございます。

2点目としまして区分のお話がございました。委員がおっしゃられたとおり、生物の区分

で見た場合には、例えばレッドリストでありますと4つに大きく区分してございます。そのほかにも、いろいろな生き物の視点から見た区分のあり方があろうかとおもいます。一方で、保坂委員がおっしゃられたと思うのですが、人の生活に着目をして人の生活圏で切った場合の区分というのも都市計画上よく見たりしますけれども、そういったこともございます。

生物多様性地域戦略につきましては、生物の多様性の保全という生き物に関する観点、それから持続可能な利用という人に関する観点と、大きく2つの観点で戦略が構成されてございますので、生き物の区分で見た場合のあるべき姿、それから人の利活用という点から見た場合の区分のあり方などを総合的に判断しながら、適切な区分を検討してまいりたいと考えてございます。

3点目、科学的なデータの蓄積に基づいてというお話がございました。こちらにつきましても、よく生物の関係の先生方から御指摘を頂戴しまして、生物の分布の状況の変化などをしっかりとデータをとって、その変化の傾向などを捉えて対策を打っていくべきだという御指摘を頂戴してございます。

先ほどのレッドデータブックにつきましても、改訂の作業というのを今やっている最中ではございまして、その委員の先生からも同じような御指摘を頂戴しているところでございます。

地域戦略の改定につきましても、そういった御意見なども取り入れながらいろいろと検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○田中会長 ありがとうございます。

ほかにはよろしいでしょうか。

森村委員、どうぞ。

○森村委員 私からは1点なのですが、地域戦略を策定した上で、その実効性を担保するための施策についても、一定程度の議論ができればありがたいなと思っております。

先ほどの佐野委員の御指摘の中にも、科学的なデータの蓄積についての言及がございましたが、今、東京都には自然史博物館が残念ながらございません。

例えば、こうした知を収集し、また分析し、発信していくような戦略拠点なるものの創設とか、その実効性を担保するための仕組み、体制も含めた議論が必要ではないかと思えます。

以上です。

○田中会長 ありがとうございます。

事務局から、お答えはございますか。

○川道緑施策推進担当課長 先ほどのデータのお話と同じようなお話だと思います。

大事なお話だと思しますので、しっかりと検討してまいりたいと思います。

ありがとうございます。

○田中会長 よろしくお願ひします。

里吉委員、どうぞ。

○里吉委員 私からも1点だけなのですが、ここですごくたくさんいい計画をつくっても、結局いろいろな開発だったり、先ほど保坂委員からもありましたけれども、農地が継続できない、緑が減っていくということで、計画をつくった後の対策については、ここで議論することではなくて、東京都で議論することだと思うのですけれども、そういうことも含めて考えられるような計画にしていきたいと思っております。

1点、私がいつも地域の方から言われるのは、街路樹ですとか、上野公園だったか木が大量に伐採されたときに、すごく反対の声が都議会議員に寄せられたのですね。

街路樹って生物多様性からすると本当に小さな緑ではあるのですけれども、皆さんが日ごろ目にしている大事な大きな木だったりするのですね。そういうところも含めて、私たちの生活に潤いを与えている、そういう緑一つ一つ、性格は全然違うのですけれども、計画の中にも街路樹をふやすということが書いてありますけれども、切られるたびに声がすごくいろいろなところから寄せられるので、一つ一つそういうことについても目配りをしていただいて、どういうあり方がふさわしいのかということもぜひ議論していただきたい。小さな話で申しわけありませんけれども、よろしくお願ひいたします。

○田中会長 事務局、お返事をお願ひいたします。

○川道緑施策推進担当課長 ありがとうございます。

街路樹などにつきましても、当然、東京を構成する貴重な緑ということですので、しっかりと検討してまいりたいと思います。

ありがとうございます。

○田中会長 ありがとうございます。

大変、活発な御議論をいただきましたが、よろしいでしょうか。

それでは、本件、諮問の部会付議につきましても、施策の方針に関することを所管する計画部会へ付議することとしたいと思ひます。

鈴木部会長、計画部会委員の皆様、審議のほどよろしくお願ひいたします。

○鈴木委員 計画部会長を承っております、鈴木でございます。

生物多様性地域戦略の改定について、事務局より検討体制に関する提案を受けております

ので、事務局より説明をお願いいたします。

(資料配付)

○川道緑施策推進担当課長 資料が2枚、お手元にありますでしょうか。

生物多様性地域戦略の検討に当たりまして、先ほどの御議論でもいただきましたとおり、非常に多岐にわたる内容を取り扱うということでございまして、「地域戦略改定検討会」というものを設置させていただきたいという提案でございます。

まず、根拠になる規則、要領等でございますけれども、東京都自然環境保全審議会規則第8条に、「この規則に定めるもののほか、審議会及び部会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める」という規定がございます。

そこで、地域戦略の改定を行うために専門の有識者の方を計画部会のほかに加えさせていただきまして、幅広く検討したいということでございまして、計画部会の中に「地域戦略改定検討会」を設置し検討体制を整備するというのをこの本審議会に諮らせていただきたいと考えているところでございます。

続きまして、東京都自然環境保全審議会運要領の第4の2、「部会長は、必要がある場合、関係者の出席を求めることができる」という規定がございます。

生物多様性地域戦略に関する専門的な知見を持つ有識者、専門委員と呼ばせていただきますけれども、そのほか必要に応じて他の部会の委員または外部の有識者から意見を伺えることにしたいと考えてございます。関係者として、専門の委員であるとか、ほかの委員の方をお招きするような体制にしたいと考えているところでございます。

下に絵を描いてございますけれども、現在の本審議会がございまして、その下に計画部会とその他の部会がございまして、その計画部会の中に地域戦略改定検討会というものを設けまして、委員のメンバーとしましては計画部会の委員と臨時委員、それに専門委員という外部の委員を加えた体制を考えてございます。あとは必要に応じて、外部の有識者であるとか他の部会の委員を呼ぶことを考えているということでございます。

2枚目に、地域戦略改定検討会の体制に関する運営要領案というものを定めてございます。

例えば「第2」で（検討会の設置）ということで、計画部会の中に生物多様性地域戦略改定検討会を設置しますということを定めています。

「第3」で（検討会の所掌事項）については、生物多様性地域戦略の改定ですよということが書いてあります。

「第4」でございまして、（構成及び委員）としましては、まず第4の1号で「計

画部会に所属する委員及び臨時委員」、第4の2号で「専門的な知見を有する者」、専門委員で構成するということを書かせていただいております。

「第5」の（座長）につきましては、計画部会長にお願いしたいと思っております。

裏面に行きまして、（定足数及び表決数）ということをごさしまして、この検討会につきましては、計画部会の委員の過半数の出席、それから過半数が議事について可否を決するというにしまして、専門委員の方は可否には参加しないという整理でいきたいということをごさします。

以上でございます。

○鈴木委員 先ほどの質問、御意見にもありましたとおり、大変多様な検討事項がありますので、各方面の専門家を交えた検討をしたいと思っております。

検討を充実させるために、計画部会としても事務局の提案を受けたいと考えております。

東京都自然環境保全審議会運営要領第4の2によると、部会長は必要がある場合関係者の出席を求めることができるとされていることから、関係者として有識者を招集することとしたいと思います。

○田中会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの御説明と、鈴木部会長からの御提案がございましたけれども、委員の皆様から何か御意見等ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、他に御意見等がないようですので、審議会としまして、地域戦略改定検討会の設置について（案）とそれにかかわる運営要領の決をとりたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○田中会長 ありがとうございます。

それでは、地域戦略改定検討会の設置を行い、専門有識者を加えて幅広く検討していただきたいと思っております。

鈴木部会長、計画部会委員の皆様、審議のほどよろしくお願いたします。

続きまして、温泉部会の議案に移りたいと思っております。諮問第451号、第452号及び第454号の温泉部会の案件についての審議を行います。

事務局からの説明の後、部会にて審議していただいた報告を温泉部会長である益子委員から御報告をお願いしたいと思います。

まず、初めに事務局より説明をお願いいたします。

○吉澤水環境課長 自然環境部水環境課長の吉澤でございます。よろしくをお願いいたします。

失礼して着座にて説明させていただきます。

それでは、諮問案件の説明をさせていただきます。

今回の諮問案件は、温泉掘削が1件、温泉動力の装置が2件でございます。

説明の流れといたしましては、まず事務局より資料2-1、2-2、2-3により申請の概要を3件一括して説明させていただきます。その後、益子温泉部会長より、許可基準の適合状況及び温泉部会における審議内容等について、資料2-4により御説明をいただきます。

それでは、3ページの資料2-1をごらんください。

諮問第451号、渋谷区笹塚二丁目の温泉動力の装置について御説明いたします。

申請者は栄湯、目的は公衆浴場へ供給すること、申請地は渋谷区笹塚二丁目地内でございます。

申請の経緯といたしましては、既設の地下水井戸を分析した結果、温泉に該当したため、平成16年8月に温泉動力の装置許可を1日の揚湯量30立方メートルで得ていますが、平成26年に改修工事を行い、以降、揚湯量は日量90立方メートル程度に増加しています。

本来は増量する前に申請をいただく必要があるのですが、平成26年当時に申請は出されませんでした。

一方、都では毎年揚湯量の報告を求めており、平成26年分報告以降、毎年日量90立方メートル程度をくみ上げている旨の報告書が提出されていましたが、本年1月まで揚湯量の超過に気づきませんでした。超過に気づき直ちに指導しましたところ、揚湯量の増量を申請するとの意向が示されたものでございます。

温泉井戸の概要としましては、深さ100メートル、泉温は16.7度、泉質名はありませんがメタけい酸の項により温泉に適合しています。

申請する動力は、出力3.7キロワット、吐出口断面積19.7平方センチメートル、吐出量は毎分190リットルです。

なお、揚湯試験の結果、得られた適正揚湯量は毎分86.4リットルでございます。

揚湯量は日量100立方メートルで申請しています。

申請地周辺の状況でございますが、土地は申請者の所有です。

周辺概況といたしまして、資料2の4ページの写真①周辺状況のとおり、住宅街となっております。

また、周辺1000メートル以内の状況ですが、図2をごらんください。本申請地点を星、この後御説明する諮問第452号の申請地点をオレンジの四角、諮問第454号の申請地点を緑の四角、湧水を青の丸、申請者から半径1000メートルの範囲を赤の円で示しております。

半径1000メートルの範囲において既存源泉はございませんが、諮問第452号の申請地点が約200メートル、諮問第454号の申請地点が約900メートルの距離にあります。

水道水源井戸等、特別に配慮を要する井戸はございません。

湧水は1カ所ございますが、地域の環境保全のため重要な役割を持つとして区市町村が指定等をするものではございません。

本申請の概要は以上でございます。

次の案件に移ります。5ページの資料2-2をごらんください。

諮問第452号、渋谷区笹塚一丁目の温泉掘削について御説明いたします。

申請者は櫻護謨株式会社、目的は温浴施設に供給すること、申請地は渋谷区笹塚一丁目地内でございます。

掘削工事の内容は、湧出路の口径が151.0ミリメートルから102.3ミリメートル、湧出路の深さ1500メートル、施工方法はロータリー式垂直掘削です。

温泉の利用計画ですが、新たに建設する温浴施設の浴槽に供給する予定です。揚湯量は日量120立方メートルで申請をしています。

申請地周辺の状況でございますが、土地は申請者の所有です。

周辺状況といたしましては、6ページの写真①、②、③にありますように、住宅街や工場、商業施設等が立地してございます。

また、周辺1000メートル以内の状況ですが、図2をごらんください。本申請地点を星、先ほど御説明しました諮問第451号の申請地点を赤の四角、諮問第454号の申請地点を緑の四角、湧水を青の丸、申請者から半径1000メートルの範囲を赤の円で示しております。

半径1000メートルの範囲に、諮問第451号の申請地点が約200メートル、諮問第454号の申請地点が約950メートルの距離にあります。

水道水源井戸等、特別に配慮を要する井戸はございません。

湧水は1カ所ございますが、地域の環境の保全のため重要な役割を持つとして区市町村が指定等するものではございません。

本申請の概要は以上でございます。

次の案件に移ります。

7ページの資料2-3をごらんください。

諮問第454号、杉並区和泉の温泉動力の装置について御説明いたします。

申請者は有限会社ユノラク、目的は公衆浴場に供給すること、申請地は杉並区和泉地内でございます。

申請の経緯といたしましては、地下水井戸として公衆浴場で利用されてきましたが、泉質を分析したところ温泉に該当したため、今回温泉として申請するものです。

温泉井戸の概要としましては、深さ88メートル、泉温は16.5度、泉質名はありませんがメタけい酸の項により温泉に適合しています。

申請する動力は、出力3.7キロワット、吐出口断面積は19.7平方センチメートル、吐出量は毎分220リットルです。

なお、揚湯試験の結果得られた適正揚湯量は毎分163.2リットルでございます。揚湯量は日量70立方メートルで申請しています。

申請地周辺の状況でございますが、土地は申請者の所有でございます。

周辺状況といたしましては、8ページの写真①のとおり住宅街や幹線道路が位置しているところでございます。

また、周辺1000メートル以内の状況ですが、図2をごらんください。本申請地点を星、諮問第451号の動力の装置許可申請地点を赤の四角、諮問第452号の申請地点をオレンジの四角、申請者から半径1000メートルの範囲を赤の円で示しております。

半径1000メートルの範囲に、諮問第451号の申請地点が約900メートル、諮問第452号の申請地点が約950メートルの距離にあります。水道水源井戸等、特別に配慮を要する井戸はございません。湧水もございません。

本申請の概要は以上でございます。

以上、今回御審議いただく3件の諮問案件について、まとめて御説明させていただきました。

よろしく願いをいたします。

○田中会長 ありがとうございました。

続きまして、温泉部会の審議結果につきまして、温泉部会長の益子委員から御報告をお願いいたします。

○益子委員 温泉部会長を務めております益子でございます。

審議結果を御説明する前に、温泉の許可基準等について概要を御説明いたします。

温泉法では、許可の基準として温泉の湧出量、温度または成分に影響を及ぼさないこと、公益を害するおそれがないこと等を規定しております。

この2つの許可基準について、都では審査基準を2つ設けております。

まず、13ページの参考資料1-2をごらんください。

この審査基準では、島嶼部と山間部を除く地域における吐出口の断面積及び1日の揚湯量の上限を定めております。揚湯量については、23区の低地部は1日の揚湯量を50立方メートル以下、その他の地域は1日の揚湯量を150立方メートル以下としております。

お戻りいただきまして、12ページの参考資料1-1をごらんください。

この審査基準では、揚湯量の上限を定めている地域では新規源泉は掘削深度に応じた制限距離以上を既存源泉からとることとしております。ただし、既存源泉が制限距離以内に存在していたとしても、既存源泉と新規源泉の揚湯量の合計が先ほどの基準値、すなわち23区の低地部では日量50立方メートル以下、その他の地域では日量150立方メートル以下である場合は、その限りではありません。

続きまして、14ページの参考資料1-3をごらんください。

この指導基準では、申請地の周囲1000メートル以内の水道水源井戸や、配慮を要する湧水の有無を調査し、温泉掘削や揚湯での影響を検討することとしております。

それでは、諮問第451号、452号、454号の審議結果について、まず許可基準の適合状況について御説明を申し上げます。

9ページの資料2-4をごらんください。

この3者は近傍に位置しておりますが、諮問第452号が深さ1500メートルの掘削を予定していますので、互いの距離が1000メートルを超えていることが必要になります。しかし、先ほどの事務局の説明のとおり、3者の申請地点はその内側に位置しております。このため、3者の揚湯量の合計が日量150立方メートル以下でなければ審査基準に適合いたしません。3者の揚湯量を合計いたしますと日量290立方メートルとなり、審査基準に適合いたしません。

なお、揚湯量以外は、3者とも審査基準及び指導基準を満たしております。

続きまして、温泉部会における審議内容と意見を御説明いたします。

10ページをごらんください。

これまでに、制限距離内で3者同時に申請が出された例はなく、温泉部会では慎重に時間をかけて審議を行ってまいりました。審議の経過といたしましては、本年6月6日の1回目の審議で、3者の揚湯量の合計が審査基準の規定量を超えているため、本審議会に許可相当

として報告できないと判断いたしました。

揚湯量について、3者の合意が調うことが望ましいため、申請者に対しまして基準を満たすために相互に取り得ることについて協議を行うように求め、再度部会で審議することといたしました。

部会の直後に3者による初めての協議が行われましたが、合意は調いませんでした。

よって、6月27日の2回目の審議でも引き続き協議を行うよう求めました。9月に再び3者による協議が行われましたが、合意は調いませんでした。おのおのの申請量に関しては平行線のままで、進捗しておりません。

こうした状況から、先日の温泉部会において、申請者同士で協議が調うことが難しいと判断し、3者いずれも条件付きの許可相当として、許可の条件として1日の揚湯量を50立方メートル以下とすることが最も適切との結論に至りました。

理由は3点ございます。

1点目ですが、不許可とすべき申請者がいないという点です。3者とも、揚湯量以外は審査基準を満たしております。また、温泉法の逐条解説では、複数の申請内容を温泉源に支障を及ぼさない程度にまで制限しても、申請目的を達成できるときは複数者に対して同時に許可を与えるべきとしております。以上のことから、いずれの申請者も不許可処分はできないと考えております。

2点目は、3者の申請に差異をつけられないという点でございます。1つ目に、温泉法では先願者優先の制度は設けておりません。2つ目に、都の審査基準でも申請の種別に優劣はありません。3つ目に、温泉利用の目的は許可の内容には関係いたしません。4つ目といたしまして、申請者の温泉利用計画は揚湯量の配分の参考にはなりません。

以上のように、3者に差異をつける理由が存在しませんので、揚湯量は審査基準の日量150立方メートル以下の3等分である日量50立方メートル以下とすることが適当と考えます。

3点目は、3者が揚湯量を日量50立方メートル以下でも申請目的を達成できると考えられるという点です。各者の申請目的は、温浴施設の営業でございます。

諮問第451号の栄湯と第454号の有限会社ユノラクは銭湯を運営されておりますけれども、都内の銭湯では、実態として日量50立方メートル以下のくみ上げ量で営業されている方が少なからずおりますので、水の利用計画を見直すことにより申請目的を達成できると考えております。

諮問第452号の櫻護謨株式会社は、温浴施設の開業を目的としております。

都内には日量50立方メートル以下で営業している同様の施設も数多く存在しておりますので、こうした例を参考に利用計画を見直すことで申請目的は達成できると考えられます。

これら3点から、3者等分という考え方については温泉法の趣旨や都の審査基準からの逸脱はないと考えます。

次に(2)でございますが、諮問第451号及び第454号につきましては、1分当たりの揚湯量を適正な量にすることを条件として付すことといたします。2者は既に設置しているポンプをそのまま使用する予定ですが、揚湯試験によって得られた適正揚湯量は諮問第451号が毎分86.4リットル、諮問第454号が毎分163.2リットルですので、1分当たりの揚湯量をこの値以下として、かつ1日の揚湯量は50立方メートル以下にさせていただく必要がございます。

次に「3 その他意見等について」ですが、1日の揚湯量を50立方メートル以下にすることを条件として付すに当たり、温泉部会から意見が出ております。

まず、既に公衆浴場を経営する方が直ちに揚湯量を減じることは、設備面や経済面などから困難だと考えられるということでございます。

次に、温泉資源の保護や地盤環境保全の観点からは、最低限、制限距離内の3者が実際に揚湯している量が基準値を下回っている状況を確保する必要があるということでございます。

以上で、諮問第451号、452号、454号に関する許可基準の適合状況及び温泉部会での審議の内容についての説明を終わります。

○田中会長 ありがとうございます。

ただいま、温泉部会長より12月10日に開催された温泉部会での審議報告をいただきました。

この報告に対しまして、事務局から何かございますでしょうか。

○吉澤水環境課長 昨日、申請者から合意に向けて今後も協議をしたい旨の意思が東京都に示されました。

温泉部会で御議論いただいたときと状況が変わってございます。

○田中会長 ただいま事務局から、温泉部会で最後に御議論をいただいた12月10日の状況と変わったという説明がありました。

益子部会長、いかがでしょうか。

○益子委員 申請者がさらに協議を継続したいということでございますので、その協議の結果を待ちまして、もうしばらく温泉部会で引き続き継続審議とするとしたいと思います。

○田中会長 ありがとうございます。

それでは、本件につきましては、温泉部会において継続審議していただくことで、委員の皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○田中会長 ありがとうございます。

それでは、異議なしと認め、諮問第451号「渋谷区笹塚二丁目の温泉動力の装置について」、諮問第452号「渋谷区笹塚一丁目の温泉掘削について」、諮問第454号「杉並区和泉の温泉動力の装置について」につきましては、もう一度3者で協議をしていただき、温泉部会において再度審議を行って、改めまして本審議会へ審議内容を御報告いただくことにしたいと思えます。

以上を持ちまして、温泉部会関係の諮問への答申に関する審議は終了いたしました。

これらの案件への答申に関する審議とは別に、温泉部会長から御報告があるとのことですので、益子温泉部会長、よろしく願いいたします。

○益子委員 審査基準についてのお願いでございますけれども、資料2の11ページをごらんください。

温泉部会から審査基準の見直しを検討する必要があるとの意見が出ておりますので、報告いたします。

今回、近傍での同時申請でありましたため、審議が困難で長期間にわたることとなっております。このような現行の審査基準が想定していない事例について、今後、円滑な審議が行えるよう、審査基準の見直しを検討する必要があると考えております。

まず、「近傍における同時申請について」です。現行の審査基準はこのような申請を想定していないため、同時申請となった場合は審査が困難であり、申請者は処分を予見できません。

次に、「掘削を経ない温泉動力の装置申請について」です。温泉法や都の審査基準は、まず掘削、次に動力の装置の順に申請されることを前提としたつくりになっております。

しかし、今年度に審議した5件のうち3件が銭湯における掘削を経ない動力の装置の申請でした。近年の傾向を見ると、銭湯が温泉分析を行った結果、温泉と判明して申請するという案件が今後増加してくると推測されます。

以上のような事例についても円滑な審査が行えるように、都は審査基準の見直しを検討する必要があると考えます。

以上で私からの報告とさせていただきます。

○田中会長 ありがとうございます。

ただいま、現行の審査基準でいろいろ不足している部分があるのではないかとということで、それを補うような形で審査基準の見直しをしたいという御報告が益子部会長よりございましたけれども、この件につきまして委員の皆様、御意見等ございましたら挙手をお願いいたします。

特にございませんか。ありがとうございます。

それでは、ただいまの益子部会長からの御報告のとおり、今回の案件事例等を踏まえまして、審査基準をより適切なものにできるよう検討することは重要かつ必要なことと考えます。

その際に、平成19年（2007年）の2月に中央環境審議会温泉小委員会から国に対して答申が行われております。それは、温泉は国民共有の資源であるという答申が出されておりました、その後の温泉資源の保護に関するガイドライン等にも反映されております。これは非常に大事な観点だと思いますので、東京都は温泉部会の報告の内容をそうした観点からよく確認、精査しまして、継続的に検討を行うようお願いいたします。

また、審査基準の改正を行う場合には、必要に応じて本自然環境保全審議会においても、改正内容について審議を行うよう配慮をされることが必要かと思えます。

この点につきまして、事務局、いかがでしょう。

○吉澤水環境課長 ただいま頂戴いたしました御意見を踏まえまして、検討してまいります。

○田中会長 ありがとうございます。

それでは、そのようお願いいたします。

以上をもちまして、本日予定されていた全ての議事は終了いたしました。

その他、事務局から連絡事項等、何かございますでしょうか。

○成澤計画課長 事務局から1点、お詫びを申し上げます。

本日、委員の皆様方に配付をしております、部会の付託文に一部誤りがございました。

諮問第456号、生物多様性地域戦略の改定につきましては、計画部会にその審議を付託いたします。

後日、訂正した付託文を送付させていただきます。まことに申しわけございませんでした。

本日は御審議をありがとうございます。

以上でございます。

○田中会長 それでは、本日は大変活発な御議論、御審議をいただきましてありがとうございます。

これもちまして、第144回「東京都自然環境保全審議会」を閉会いたします。  
どうもありがとうございました。

(午前11時06分閉会)